

名古屋市入学支援金条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第14号

名古屋市入学支援金条例

名古屋市入学準備金条例（平成16年名古屋市条例第11号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、経済的理由により就学の支援が必要と認められる者に対し、高等学校等に入学（中等教育学校の前期課程に在学している者にあつては、当該前期課程から当該中等教育学校の後期課程に進学することを含む。以下同じ。）をするために必要な学資（以下「入学支援金」という。）を支給することにより、教育の機会均等に寄与するとともに、有為な人材の育成に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校及び各種学校（高等学校及び中等教育学校の後期課程にあつては専攻

科及び別科を除き、専修学校及び各種学校にあっては教育委員会（以下「委員会」という。）が別に定めるものに限る。）をいう。

(2) 中学校等 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部をいう。

(3) 校長 入学支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）が在学している中学校等又は卒業した中学校等の校長をいう。

（受給資格）

第3条 入学支援金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。ただし、委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 委員会が別に定める日（以下「基準日」という。）において、本市の区域内に住所を有すること。

(2) その保護者等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の就学に要する経費を負担すべき者として委員会が別に定める者をいう。）が、基準日において、本市の区域内に住所を有すること。

(3) 基準日において、愛知県内に所在する中学校等に在学していること。

(4) 基準日の属する年度の翌年度において、愛知県内に所在する高等学校等（高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制の課程にあっては、愛知県外に所在するものを含む。以下同じ。）に入学しようとする者であること。

(5) 基準日の属する年度の末日において16歳に達していない者であること。

(6) 経済的理由により就学の支援が必要と認められること。

（支給額）

第4条 入学支援金の支給額は、1人につき70,000円とする。

（支給の申請）

第5条 申請者は、委員会が別に定めるところにより、委員会に申請しなければならない。

2 校長は、前項の規定による申請があったときは、委員会の求めに応じて、第3条各号に掲げる要件に適合するかどうかの確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

(決定)

第6条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、入学支援金の支給を受けることができる者を決定し、申請者に通知する。

(入学支援金の支給)

第7条 入学支援金は、前条の規定による決定を受けた者が愛知県内に所在する高等学校等の入学者選抜に合格した事実又は愛知県内に所在する高等学校等への入学を許可された事実を委員会が確認した後、支給する。

(決定の取消し)

第8条 委員会は、第6条の規定による決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消し、及び既に支給した入学支援金の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により当該決定を受けたとき。
- (2) 愛知県内に所在する高等学校等に入学しなかったとき。
- (3) その他委員会が必要と認めるとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行し、令和8年4月1日以後に高等学校等に入学しようとする者について適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市入学準備金条例(以下「旧条例」という。)第6条の規定により決定を受けている者については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行の日以後において、旧条例第9条の規定により入学準備金の返還債務を有している者については、旧条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。